

平成30年（行ウ）第62号 怠る事実の違法確認請求事件

原告 杉 英 夫 外 4名

被告 中 野 区 長

## 上 申 書

上記当事者間の頭書事件について、原告らは、下記の通り上申します。

平成30年7月13日

原告ら訴訟代理人

(主任) 弁護士 小 島 延 夫

同 金 子 春 菜

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

### 記

平成30年（2018年）6月10日に実施された中野区長選挙の結果、現職の田中大輔氏に替わり、酒井直人氏が選ばれました。酒井直人氏は、選挙期間中、本件の対象である、中野区平和の森公園の再整備計画について、トラック設置の廃止など、全面的な見直を訴えておりました。

また、酒井直人氏は、平成30年6月27日から開催された定例議会において、まだ着工していない、中野区平和の森公園の第2工区の工事内容について、見直すことを表明しました（甲16）。

7月13日まで、定例議会が開催されているということもあり、新区長であ

る、酒井直人氏と中野区平和の森公園の再整備計画の見直しを訴えてきた住民たちの協議はまだできておらず、どのような状況となるか不明の状況となっております。

仮に、中野区平和の森公園の第2工区の工事が全面的に見直されるとなると、草地広場周辺の樹木は伐採されず、トラックも作られないこととなる可能性もあり、本件訴訟の課題の半分が実現されることとなります。

また、第1工区についても、樹木の再植林が予定されている部分もあります。

以上の状況なので、現時点で、原告らとして、なんらかの主張をすることは少し控え、9月の定例議会までの間（それまでに新区長は、中野区平和の森公園の第2工区の工事についての方針を決定することです。ちなみに、第2工区の工事の着工予定は、平成30年10月1日となっています）は、推移を見守りたいと考えております。

以上の次第ですので、現時点での主張は差し控え、次回期日は10月頃に入れていただければと考えます。

7月18日の口頭弁論期日の際には、再度、口頭で、本上申書の趣旨を説明したいと考えておりますので、よろしくご高配のほどお願いします。

以 上